

岩手県後期高齢者医療広域連合長

岩手県国民健康保険団体連合会理事長

様

岩手県保健福祉部長



後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要
領の廃止及び後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費
補助金交付要綱の制定について

東日本大震災津波により被災した被保険者の適正な医療を受ける機会を確保するため、岩手県後期高齢者医療広域連合が、被災被保険者に対する後期高齢者医療制度に係る療養の給付等の支給に関する一部負担金特例措置を実施する場合に要する経費を補助する後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助について、今般、別紙のとおり「後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、平成 24 年 12 月 6 日健第 1319 号により通知した「後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要領」は、平成 27 年 3 月 31 日付で廃止することとしたので併せて通知します。